

徳島県告示第三百九十四号

徳島県労働委員会の第四十八期の使用者委員の補欠委員について、労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号。以下「法」という。）第十九条の十二第三項及び労働組合法施行令（昭和二十四年政令第二百三十一号）第二十一条第一項の規定に基づき、次のとおり候補者の推薦を求める。

令和四年六月十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 補欠委員の数

一人

二 推薦資格

本県の区域内のみに組織を有する使用者団体とする。

三 使用者委員候補者の資格

法第十九条の十二第六項において準用する法第十九条の四第一項の規定による欠格者及び法令の規定により兼職に関する制限を受ける者でないこと。

四 推薦期間

令和四年六月十四日（火曜日）から同月二十四日（金曜日）まで

五 推薦手続

この推薦手続に参加する使用者団体は、推薦書に次に掲げる書類を添付して提出すること。

1 定款又は会則

2 事業計画

3 役員名簿（役職名、氏名、所属事業所名及び生年月日を記載したもの）

4 会員名簿

5 労働組合に関する業務参考資料

六 推薦の方法

この推薦手続により提出する書類は、徳島県商工労働観光部労働雇用戦略課に提出すること。